

事業者向け支援

「事業者感染症対策支援補助金」のご案内

※ 申請期間を令和3年9月30日（木）まで延長します

藤岡市では、市内で事業を営む事業者に対し、事業所内における新型コロナウイルス感染防止対策に必要な備品の購入費の一部を補助します。

【対象者】 次の全ての要件を満たす事業者が対象となります

- ・市内に事業所（支店や営業所を含む）を有し、市内で事業を営んでいる法人又は個人事業者（資本金の出資額が3億円以下または資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用従業員の数が300人以下）であり、補助金受領後も経営を継続する意欲のある者。
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有していない者。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項から第4項に定める営業を行う者にあつては、同法第3条の許可を受けている者。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・事業者からの会費等の収入を得て事業を行っている協会や組合、経済団体等を除く。
- ・宗教上の組織若しくは団体を除く。
- ・政治団体を除く。
- ・「藤岡市小規模事業者店舗等感染症対策支援補助金」の交付を受けた事業所でも、新たに対策を講じるための購入経費については、補助の対象になります。

【購入対象期間】 令和3年3月1日（月）から令和3年9月30日（木）に購入（設置）した物

【補助額】 対象事業費の3分の2で上限10万円 ※ 1事業者申請1回限り。

【補助対象経費】 各業種で定められているガイドラインに対応するための備品等の購入費

- ①飛沫防止に関するもの ②密閉環境を改善するもの ③接触を減らすためのもの など
(対象例)飛沫防止アクリル板の設置、除菌機能付エアコンの設置、除菌機能付空気清浄機の購入、自動検温器の購入、自動消毒器の購入、キャッシュレス対応レジへの交換など。

※ マスクや消毒液などの衛生用品は対象外となります。

【申請期間】 令和3年3月1日（月）から令和3年9月30日（木）

【申請書類】 次の全ての書類の提出が必要です。

- (1) 事業者感染症対策支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (3) 購入した備品等の領収書の写し（内訳及び数量が記載されたもの）
- (4) 写真（備品を設置した店舗の外観、内観、設置場所及び備品本体が確認できるもの）
- (5) 事業者感染症対策支援補助金請求書（様式第5号）
- (6) 市税完納証明書（市税の未納税額がないことの証明書）※個人事業者は代表者の完納証明書

【申請方法・申請先・問い合わせ先】

藤岡市役所商工観光課へ「郵送」にて申請してください

〒375-8601 藤岡市中栗須 327 藤岡市役所商工観光課商工労政係

（電話）0274-40-2318・2319 （メール）syoko2@city.fujioka.gunma.jp